

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2015年9月30日

【会社名】 株式会社資生堂

【英訳名】 Shiseido Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役
執行役員社長 魚谷雅彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座七丁目5番5号

【電話番号】 03(3572)5111

【事務連絡者氏名】 財務部次長 河内正之

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目6番2号

【電話番号】 03(6218)5490

【事務連絡者氏名】 財務部次長 河内正之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2015年9月30日開催の取締役会において、2016年1月1日を効力発生日として、会社分割（簡易吸収分割）により当社の日本向けのコーポレート機能の一部及びヘルスケア事業を当社の完全子会社である資生堂販売株式会社（以下、販売会社）に承継させることを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号に基づき提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	資生堂販売株式会社
本店の所在地	東京都港区芝五丁目27番16号
代表者の氏名	代表取締役社長 坂井 透
資本金の額	100百万円（2015年3月31日現在）
純資産の額	7,645百万円（2015年3月31日現在）
総資産の額	122,626百万円（2015年3月31日現在）
事業の内容	日本国内における化粧品等の販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：百万円)

決算期	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期
売上高	266,027	270,666	261,815
営業利益又は営業損失()	1,822	5,082	2,071
経常利益又は経常損失()	1,368	5,524	1,648
当期純利益又は当期純損失()	1,308	6,201	2,043

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社資生堂	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	相手会社は当社100%出資の連結子会社です。
人的関係	相手会社へ当社より取締役・監査役を派遣しており、当社従業員が 出向しています。
取引関係	相手会社へ当社製品を販売しています。

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、2014年12月に発表した中長期戦略「VISION 2020」の実現に向けた改革の一環として、強いブランドの育成と世界の各地域に適したマーケティングの実行を可能とするために、ブランド軸と地域軸からなるマトリクス組織体制への移行を開始しています。各地域に、その地域での事業活動について責任と権限を持つ「地域本社」を発足させ、現場のニーズとノウハウを最大限に活用し、実行力に優れた体制を築き上げていきます。

日本における新組織体制として、2015年6月に報告のとおり、2015年10月1日を効力発生日として吸収分割により当社の日本国内における化粧品事業の一部を販売会社に承継させ、同日付で販売会社の商号を「資生堂ジャパン株式会社」に変更し日本地域本社としての活動を開始します。今回の吸収分割によって、日本向けのコーポレート機能の一部及びヘルスケア事業を販売会社に承継させることにより、2016年1月1日から日本における事業活動について責任と権限を有する日本地域本社が稼働します。ブランドを軸にした統合マーケティングを実行する体制を整備し、お客さま起点の活動を一層深化させます。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、販売会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

当該吸収分割は、完全親子会社間において行われるため、当該吸収分割に際して株式の割当て、その他対価の交付は行いません。

その他の吸収分割契約の内容

) 吸収分割の日程

2015年9月30日：取締役会決議日

2015年11月26日：契約締結日

2016年1月1日：効力発生日

(注) 当該吸収分割は、当社においては会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、当社は吸収分割契約承認のための株主総会を開催しません。

) 承継により増加する資本金

資本金の増減はありません。

) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

) 承継会社が承継する権利義務

日本向けのコーポレート機能の一部及びヘルスケア事業を遂行する上で必要とされる資産、負債、契約上の地位その他これに付随する権利義務を承継します。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	資生堂ジャパン株式会社 (2015年10月1日付で「資生堂販売株式会社」から商号変更予定)
本店の所在地	東京都中央区銀座七丁目5番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 坂井 透
資本金の額	100百万円
純資産の額	12,067百万円 (見込額)
総資産の額	127,842百万円 (見込額)
事業の内容	日本国内における化粧品事業 (化粧品、化粧用具、トイレットリー、ヘルスケア製品の企画・販売等)

以上